

○財務省告示第三百五十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年十月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年十一月六日

財務大臣 麻生 太郎

| 一 | 名称及び記号 |
|---|---|
| 三 | 利付国庫債券（二十年）（第四十回、第六十二回、第七十六回、第九十九回、第四百回、第四百一回及び第九百九回） |
| 二 | 発行の根拠 法律及びその 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 |
| 三 | 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定 |
| 四 | 発行方法 振替機関は日本銀行とする。その適用を受けるものとし、その利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 |
| 五 | 募入決定の方法 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 |
| 六 | 発行額 額面金額で二千九百九十五億円 |
| 七 | 払込金額 三千四百七十一億七千八百八十四万三千円 |

(別表)

| 名称及び記号 | 利率(年) | 償還期限 | (発行額面金額) |
|----------------------|-------|-----------------|----------|
| (利付国庫債券) (第四十三年回) | 二・九% | 日年平 九成三月二十一 | 二十億円 |
| (利付国庫債券) (第六十二年回) | 〇・八% | 日年平 六成三月二十五 | 四十七億円 |
| (利付国庫債券) (第七十六回) | 一・九% | 日年平 三成三月二十七 | 十四億円 |
| (利付国庫債券) (第九十九回) | 二・一% | 十年平 日十成二月二十九 | 円千七十七億 |
| (利付国庫債券) (第十回) | 二・二% | 三年平 月成二十四日年 | 円百六十一億 |
| (利付国庫債券) (第十一年回) | 二・四% | 三年平 月成二十四日年 | 円百三十九億 |
| (利付国庫債券) (第十二回) | 二・四% | 六年平 月成二十四日年 | 円百四十七億 |
| (利付国庫債券) (第十四回) | 二・一% | 六年平 月成二十四日年 | 十六億円 |
| (利付国庫債券) (第十九回) | 一・九% | 日年平 三成四月二十一 | 円百七十四億 |